

令和5年4月21日

令和5年度東京都私立幼稚園等教育体制支援事業費補助金に係る  
交付申請書（令和5年4月から令和6年3月分）の提出に係る留意事項

○交付申請額（上限額）の算定について

・「法人役員を兼務しない園長は、補助金上限額算定の対象外」となります。具体的には、【様式】 処遇改善「交付申請額（上限額）の算定」シートの教員数に、「法人役員を兼務しない園長」を含めることはできません。なお、処遇改善の対象とすることは可能です。

・補助金上限額算定の教員数は、申請時の教員数（＝4月時点の教員数）となります。採用予定者を算定対象とすることはできません。また、退職等により教員数が減少した場合、実績報告時に精算となります。

（例1）令和5年6月に新たに採用予定の教員を補助金上限算定の教員数に含むことはできません。

（例2）令和5年8月に教員が退職し、後任補充をせず教員数が減少した場合、実績報告時に精算となります。

○令和4年度から引き続き本事業を実施する場合について

令和4年度に本事業の実施により、教職員に対する賃金改善を実施している場合は、既に行っている処遇改善の水準を維持する必要がありますが、更なる処遇改善を求めるものではありません。

○書類の保存について

各幼稚園において、申請や支出等の根拠となる書類を、本事業に係る事務を実施した日の属する年度の終了後5年間保存してください。また、都の求めに応じて、提出することができるようにしてください。